

2019年度

履修案内

長崎大学大学院多文化社会学研究科

Graduate School of Global Humanities and Social Sciences

2019年度多文化社会学研究科修士課程授業計画

【第1セメスター】

1	入学式	4月 2日 (火)
2	オリエンテーション	4月 2日 (火)
3	授業開始	4月 8日 (月)
4	履修登録期間	4月 2日 (火) ~ 4月19日 (金)
5	第1クォーター定期試験期間	6月 4日 (火) ~ 6月10日 (月)
6	第2クォーター定期試験期間	7月31日 (水) ~ 8月 7日 (水)
7	夏季休業	8月 8日 (木) ~ 9月27日 (金)

【第2セメスター】

1	授業開始	9月30日 (月)
2	履修登録期間	9月30日 (月) ~ 10月11日 (金)
3	第3クォーター定期試験期間	11月20日 (水) ~ 11月22日 (金), 26日 (火) 12月 2日 (月)
4	冬季休業	12月24日 (火) ~ 1月 3日 (金)
5	第4クォーター定期試験期間	1月29日 (水), 30日 (木) 2月 4日 (火) ~ 2月10日 (月)

➤授業時間帯

授業は、月曜日から金曜日までの次の時間帯に行われます。

校 時	授 業 時 間
I 校 時	8時50分~10時20分
II 校 時	10時30分~12時00分
III 校 時	12時50分~14時20分
IV 校 時	14時30分~16時00分
V 校 時	16時10分~17時40分
VI 校 時	17時50分~19時20分

2019年度 多文化社会学研究科 学事カレンダー

第1クォーター：4月8日(月)～6月10日(月)

第3クォーター：9月30日(月)～11月26日(火)、12月2日(月)

第2クォーター：6月11日(火)～8月7日(水)

第4クォーター：11月27日(水)～2月10日(月)(12月2日除く)

	日	月	火	水	木	金	土
2019年		1	△2	3	4	5	6
4月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	○29	○30	○1	○2	○3	○4
5月	○5	○6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
6月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	1	2	3	4	5	6
7月	7	8	9	10	11	12	13
	14	○15	■16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
8月	4	5	6	7	8	9	10
	○11	○12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	○16	17	18	19	20	21
	22	○23	24	25	26	27	28
	29	30					

	日	月	火	水	木	金	土
9月	29	30	1	2	3	4	5
10月	6	7	8	9	10	11	12
	13	○14	15	16	17	18	19
	20	21	○22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
11月	3	○4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	○23
	24	25	26	27	28	29	30
12月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	○1	2	3	4
2020年	5	6	7	8	9	10	11
1月	12	○13	14	15	16	○17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
	2	3	4	5	6	7	8
2月	9	10	○11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	○24	25	26	27	28	29
	1	2	3	4	5	6	7
3月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	○20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				



入学式



オリエンテーション



祝祭日



休業日等(4月30日、5月2日、10月22日は臨時休業日
1月17日はセンター試験準備)



授業日



15回目(又は8回目)の授業日
及び定期試験日



振替日：7月16日(火)は月曜日の授業を実施

目 次

I	多文化社会学研究科の概要と教育研究内容	1
1	カリキュラムマップ	
2	教育理念・目標	
3	履修順序の考え方	
4	修了要件	
5	既修得単位	
6	教育職員免許状	
7	学生への通知・連絡	
8	長期履修制度	
9	休学・退学等の手続き	
10	奨学金・授業料免除等	
11	海外留学・海外フィールドワーク・海外インターンシップ	
12	各種証明書の交付	
13	考査成績の発表及び成績評価に関する異議申立て	
14	研究倫理	
II	規則	13
1	長崎大学大学院学則	
2	長崎大学学位規則	
3	長崎大学大学院多文化社会学研究科規程	
4	長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程	
5	長崎大学大学院多文化社会学研究科修士課程学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領	
6	多文化社会学研究科における研究指導体制に関する申合せ	
7	長崎大学長期履修規程	
8	長崎大学大学院多文化社会学研究科における長期履修の取扱いに関する内規	
III	多文化社会学部配置略図	65

I 多文化社会学研究科の概要と 教育研究内容

1. 多文化社会学研究科カリキュラムマップ

学問のエレメンツ
(12単位)

基盤必修科目群

学問のエレメンツⅠ(講義・演習)(2):人文科学(歴史)
学問のエレメンツⅡ(講義・演習)(2):人文科学(表象)
学問のエレメンツⅢ(講義・演習)(2):社会科学(政治)



学問のプラクティス(18単位)

・必修科目「多文化社会学セミナー」2単位を履修
・主選択した科目群から最低9単位(特講6単位+演習3単位)を履修

グローバル・スタディーズ科目群

〈身に付く力〉

文化的他者への理解と共感に基づき、異質なものの総合からイノベーションを生み出す批判力・構想力・実践力

[解決を目指す主問題]

- ◎民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立
- ◎存在や意味の多様性に対する否定・反動

文化表象論特講(2)
文化表象論特定演習(1)
現代宗教論特講(2)
現代宗教論特定演習(1)
ヨーロッパ社会史特講(2)
ヨーロッパ社会史特定演習(1)
アフリカ社会論特講(2)
アフリカ社会論特定演習(1)
グローバル社会と脱オリエンタリズム特講(2)
グローバル社会と脱オリエンタリズム特定演習(1)
グローバル・ヒストリー特講(2)
グローバル・ヒストリー特定演習(1)
カルチュラルスタディーズ特講(2)
カルチュラルスタディーズ特定演習(1)
East-West Studies特講(2)
East-West Studies 特定演習(1)

政策科学科目群

〈身に付く力〉

政策課題やその費用対効果、政策の適切な方法を学び、政策研究や政策分析を行う批判力・構想力・実践力

[解決を目指す主問題]

- ◎不均衡な資源分配に伴うリスク拡大
- ◎政策・制度・規範と人間の安全保障

国際ジェンダー論特講(2)
国際ジェンダー論特定演習(1)
経済開発論特講(2)
経済開発論特定演習(1)
国際秩序論特講(2)
国際秩序論特定演習(1)
地域生態論特講(2)
地域生態論特定演習(1)
トランスナショナリティ論特講(2)
トランスナショナリティ論特定演習(1)
多文化家族研究特講(2)
多文化家族研究特定演習(1)
移民政策と家族・地域・教育特講(2)
移民政策と家族・地域・教育特定演習(1)

【選択科目】東洋文庫選択科目 オリエンタルスタディーズⅠ(2)

【選択科目】海外経験選択科目

【必修科目】

研究指導(4単位)

研究指導(4)

修了要件
34単位

想定される人材像

商社・食品・製造等のグローバル企業、フェアトレード現地生産者支援スタッフ(関連国際NGO)

編集者、記者、社会問題・国際問題のアナリスト

自らの専門性に加えて、超域的に知と人を繋ぎつつ、理解と共生を第一に

()内の数字は単位数



想定する 入学者

- ◎人文社会科学系の学部卒業生
- ◎外国語学部・国際系学部卒業生
- ◎理学学部・大学院卒業生
- ◎日本学やアジア研究に関心のある留学生
- ◎環海日本長崎学・アジア研究に関心のある社会人
- ◎高度実践力を伴う専門的職業人を目指す社会人

学問のエレメントⅣ(講義・演習)(2):社会科学(社会)
 学問のエレメントⅤ(講義・演習)(2):人文社会科学(文化)
 学問のエレメントⅥ(講義・演習)(2):人文社会科学(宗教)

〈身に付く力〉

- ・問題の本質を見極める力
- ・専門知の超域的活用のための力

環海日本長崎学・ アジア研究科目群

〈身に付く力〉

ローカルな文脈に分け入りつつ、普遍的次元で展開可能な方法と理論を構築するための批判力・構想力・実践力

〔解決を目指す主問題〕

- ◎日本・アジアと世界の交叉・輻輳の中で生じる歴史・文化・社会の問題

- 日本近世史・日蘭交流史特講(2)
- 日本近世史・日蘭交流史特定演習(1)
- 日本儒学・中国学特講(2)
- 日本儒学・中国学特定演習(1)
- 文化遺産論特講(2)
- 文化遺産論特定演習(1)
- 海域交流史特講(2)
- 海域交流史特定演習(1)
- 華僑・華人研究特講(2)
- 華僑・華人研究特定演習(1)
- 現代日本政治外交論特講(2)
- 現代日本政治外交論特定演習(1)
- 現代アジア社会論特講(2)
- 現代アジア社会論特定演習(1)

言語多様性科目群

〈身に付く力〉

言語学の諸分野における知見をもとに、言語の普遍性と個性に対する理解を深化させ、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面やレジスターに対応した表現の精選と英語プログラムの立案、実施、及び英語教育者に指導助言できる実践力

〔解決を目指す主問題〕

- ◎コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出やルール革新等、言語が現実構成の基盤にあることの理解の欠如に関わる問題

- 言語学基礎研究特講a(2)
- 言語学基礎研究特講b(2)
- 英語学特講(2)
- 異文化語用論特講(2)
- 第二言語習得研究(2)
- 談話分析特講(2)
- 英語統語論特講(2)
- 言語教育と第二言語習得特講(2)
- 言語理論研究特講(2)
- 言語学特定演習(1)
- 応用言語学特定演習(1)
- 日中対照言語学特定演習(1)
- 日英対照言語学特定演習(1)

核軍縮・ 不拡散科目群

〈身に付く力〉

核軍縮・不拡散分野において人文社会系と理工系および研究と実務の両側面を兼ね備えた実践力

〔解決を目指す主問題〕

- ◎核軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等の問題

- 核軍縮と国際政治特講(2)
- 核軍縮と国際政治特定演習(1)
- 原子力平和利用と核不拡散特講(2)
- 原子力平和利用と核不拡散特定演習(1)
- 核軍縮交渉の法と政治特講(2)
- 核軍縮交渉の法と政治特定演習(1)
- 核物質管理と核セキュリティ特講(2)
- 核物質管理と核セキュリティ特定演習(1)

文理融合 プログラム

オリエンタルスタディーズⅡ(2) 【選択科目】歴史民俗博物館選択科目 総合資料学(2)

海外留学(2) 海外フィールドワーク(2) 海外インターンシップ(2)

多文化社会学セミナー(2)

主選択した科目群で研究指導を受ける

文化財担当の地方公務員(文化交流、世界遺産)、発掘専門民間会社

文化的背景を持った教育者・通訳者、教育分野における連続的かつ有機的連携に対する、専門的なアドバイス及びプログラム立案・実施に携わる人材

国際機関、政府、シンクタンク、NGO等で世界のリーダーとなつて、核軍縮・不拡散問題の解決に取り組むことのできる実践力を有した人材

問題の発見・説明・予測・解決に取り組む「多文化社会学」を身に付けた人材

2. 教育理念・目標

長崎大学は、「長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」という理念を掲げ、これを実現するために「現場に強い、危機に強い、行動力のある」人材を育成し、21世紀の知的基盤社会をリードすることを目指している。そのための重要教育目標の一つは、グローバル化時代の国際的な現場でリーダーシップを発揮することのできる人材を育成することである。

本研究科修士課程多文化社会学専攻では、全員が必修科目の「学問のエレメンツ」（基盤必修科目群）で問題の本質を見極める力と、専門知の領域を超えた活用のための力を養成する。そして「学問のプラクティス」（専門・実践科目群）で、多様な利害関係の立場を考慮しながら最善の解決策を提示する、問題解決型の実践研究を進めていく。

「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の学問上における「連携・統合・展開」（理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携）を通じて、多文化社会学を〈学〉として深化させるとともに、その修得を図る。そして、多文化社会学の修得を通じて、文化的他者への理解や共感をベースに、多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、異なる知や人を横断的に繋ぎ、超域のかつ俯瞰的な見地から、21世紀の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる人材の育成を目指す。

求める学生像

本研究科では、教育理念・目標で掲げる人材育成の基盤となる次のような資質を持ち、主体的な学習・研究意欲を持つ学生を広く国内外に求めている。

- ① グローバル世界について、文化的他者との共生を軸に据えて、そこに生きる人間や生成する社会・文化に対する理解と共感を深め、現在の課題に取り組む意欲を持つ者
- ② 単に国際的な競争力を身に付けることに関心があるのではなく、むしろ将来への展望を見出そうとする意志を持つ者
- ③ 人類の多様な文化や歴史を踏まえ、宗教や民族の違い等の文化的多様性を尊重しつつ、広く世界の人々と交わり、人類の発展と幸福に貢献することに関心を持つ者

3. 履修順序の考え方

「学問のエレメンツ」は「基盤必修科目群」の位置づけにあり、「学問のエレメンツⅠ～Ⅵ」6科目（各2単位、計12単位必修）から構成され、主に1年次第1～2クォーターにおいて修得する。

引き続き「学問のプラクティス」では18単位の修得が求められ、主に1年次第2クォーターから2年次第2クォーターにかけて学修する。「学問のプラクティス」の構成は、五つの科目群よりなる。すなわち、「グローバル・スタディーズ科目群」、「政策科学科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「言語多様性科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」である。研究の専門性を深めるために、主選択した科目群において講義6単位、演習3単位を履修する。さらに、2年次に年間を通じて「多文化社会

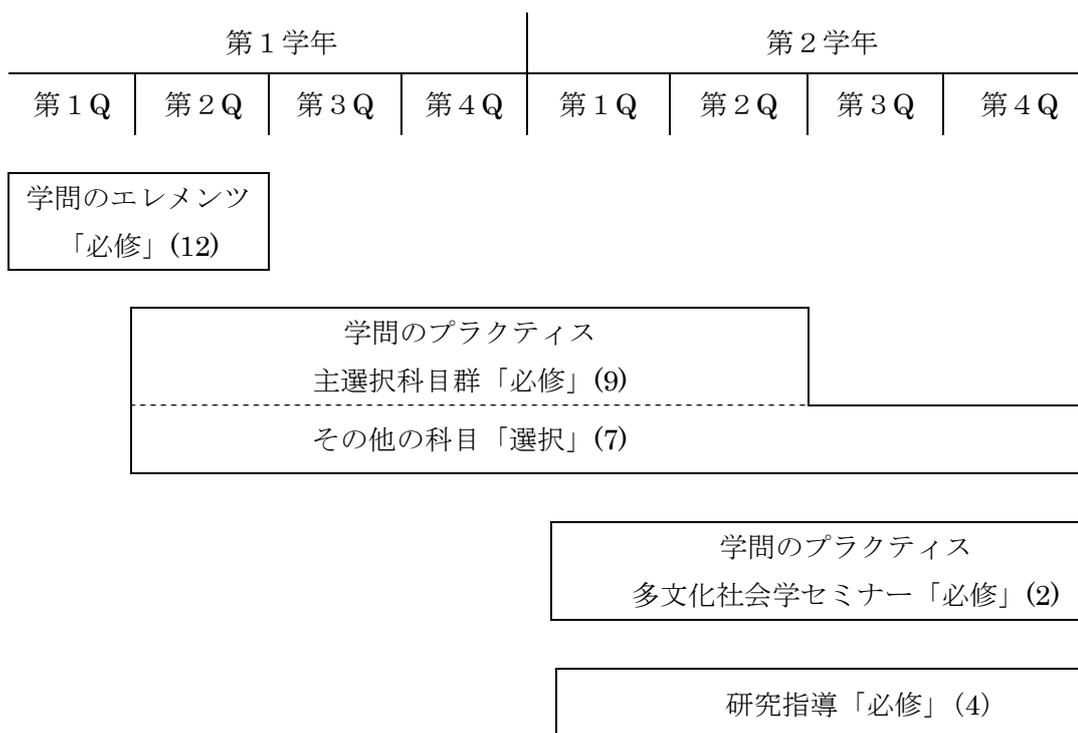
学セミナー」(必修2単位)を履修し、総合研究指導体制の下で、修士論文執筆に向けた質的保証を図る。

主選択の科目群の9単位、及び「多文化社会学セミナー」の2単位を除く7単位については、主選択の科目群の中からはもちろんのこと、主選択以外の科目群や、選択科目(「東洋文庫選択科目」4単位、「歴史民俗博物館選択科目」2単位、「海外経験選択科目」6単位)の中から「自由選択科目」として修得できる。修得の標準年次は、1年次第2クォーターから2年次第4クォーターである。

これらの講義・演習・セミナー等で身に付けた専門的知識に基づき、主任指導教員及び副指導教員による研究指導の下で、修士論文を作成する。

以上のような履修順序により、教育課程を体系的に編成している。

履修のスケジュールは原則として次のとおりである。数字は修得すべき単位数。



学問のエレメンツ，学問のプラクティス及び研究指導の最低修得単位数

区 分	最低修得単位数			
	必修	選択	計	備考
学問のエレメンツ科目	1 2		1 2	「学問のプラクティス科目」では，必修科目の「多文化社会学セミナー」2単位及び主選択した各科目群において，最低6科目9単位（特講3科目6単位，特定演習3科目3単位）を修得しなければならない。 多文化社会学研究科規程第11条の規定により本研究科において修得した単位とみなす他の研究科及び大学院において修得した単位は，4単位を限度として，学問のプラクティス科目の選択科目の最低修得単位数に含めることができる。
学問のプラクティス科目	2	1 6	1 8	
研究指導	4		4	
計	1 8	1 6	3 4	

4. 修了要件

本研究科修士課程を修了するために必要な要件は次のとおりである。

- ・本研究科修士課程に2年以上在学すること。ただし，優れた業績を上げたものは在学期間の短縮を認められることがある。
- ・履修基準に従って34単位以上を修得すること。
- ・学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

5 既修得単位

入学前の既修得単位の認定については，長崎大学大学院学則第15条の3の規定に基づき行う。なお，既修得単位については授業料免除の学力評点では参入しない。

6 教育職員免許状

高等学校教諭一種免許状（英語）を有する者は，本研究科修士課程において所定（次表）の単位を修得すれば，高等学校教諭専修免許状（英語）を取得することができる。

教員免許に係る科目

免許法施行規則に定める 科目区分	授業科目	単位数		履修 方法
		必	選	
大学が独自に設定する 科目	言語学基礎研究特講 a		2	これらより 24 単位 選択必修
	言語理論研究特講		2	
	異文化語用論特講		2	
	談話分析特講		2	
	言語教育と第二言語習得特講		2	
	言語学特定演習		1	
	応用言語学特定演習		1	
	日英対照言語学特定演習		1	
	East-West Studies 特講		2	
	East-West Studies 特定演習		1	
	英語学特講		2	
	英語統語論特講		2	
	第二言語習得研究		2	
	教員の資質と職務		2	
	カリキュラムの理論と実践 (中等)		2	
	英語科教育の実践と課題 (中等)		2	
英語学力評価の理論と方法・技術		2		
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)	24 単位		
	・教員の免許状取得のための選択科目	6 単位		

7 学生への通知・連絡

学生への通知及び連絡は大学院生用掲示板に掲示するので、見落としのないよう注意すること。また、長大IDのアドレス宛に送信するメールは必ず受信し、確認すること。

8 長期履修制度

標準修業年限での修学が困難な事情にある者（①職業を有し、就業している者 ②家事、育児、介護等に従事している者 ③障がいのある者等）については、標準修業年限に納付すべき授業料で標準修業年限の2倍までの履修期間を申し出て認定を受ける制度がある。

9 休学・退学等の手続き

休学・退学等の手続きをとる必要が生じた場合は、指導教員の承認を得た上で、学務班に関係書類を提出すること。

10 奨学金・授業料免除等

奨学金、授業料免除等の詳細については、学生支援センター(文教地区)に問い合わせること。

なお、授業料免除に関する多文化社会学研究科の学業成績基準は以下のとおり。

学力評点の順位を付ける対象学生数が1名の場合

【全研究科共通】

1 第1年次

本人が所属する研究科における入学試験等の成績により研究科長が学業優秀であると認めた者

2 第2年次

各研究科で定める標準修得単位数を修得し、かつ、修得した授業科目の学力評点により研究科長が学業優秀であると認めた者

【多文化社会学研究科】

1 第1年次

(1) 第1セメスター

出身大学等において修得した全科目の学力評点が上位2分の1以上の者又は入学試験の成績が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

(2) 第2セメスター

第1セメスターまでに標準修得単位数（6単位）を修得し、かつ、修得した授業

科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

2 第2年次

(1) 第1 Semester

第1年次末までに標準修得単位数（14単位）を修得し、かつ、修得した授業科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

(2) 第2 Semester

第2年次末第1 Semesterまでに標準修得単位数（20単位）を修得し、かつ、修得した授業科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

3 長期履修を認められた者については、各年次において以下の標準履修単位数を修得し、かつ、修得した授業科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

(1) 長期履修の期間が2年半および3年間の者

- ① 第1年次 上記1と同じ
- ② 第2年次（在学期間2年目） 1年次末までに10単位
- ③ 第2年次（在学期間3年目） ②の年次の末までに14単位

(2) 長期履修の期間が3年半および4年間の者

- ① 第1年次 上記1と同じ
- ② 第2年次（在学期間2年目） 1年次末までに8単位
- ③ 第2年次（在学期間3年目） ②の年次の末までに10単位
- ④ 第2年次（在学期間4年目） ③の年次の末までに14単位

4 学力評点の算出方法

学力評点の算出方法は、次のとおりとする。なお、学力評点は小数点以下第2位を四捨五入する。

$$\text{学力評点} = \frac{\text{AAの単位数} \times 4 + \text{Aの単位数} \times 3 + \text{Bの単位数} \times 2 + \text{Cの単位数} \times 1}{\text{総修得単位数}}$$

11 海外留学・海外フィールドワーク・海外インターンシップ

海外留学・海外フィールドワーク・海外インターンシップは、学部と異なり、学生の自主性と指導教員のサポートにより行われるので、詳細については担当教員へ問い合わせること。

海外留学

海外留学を通じた自己啓発、自己鍛錬、学問や外国語の修得、人脈形成等の教育的意義を重視し、本研究科の学生に広く海外留学を奨励する。海外留学は、主として、海外拠点校との連携の下に行われる。そこでは、学生の自主性と主体性、及び双方向性を重視する。また、本学や本研究科が蓄積してきた海外との教育研究交流の実績に基づき、海外留学のサポートに努める。学生は、21世紀社会の諸問題に関するそれぞれの問題関心やテーマに即した課題に取り組み、研究の専門性や実践性を深めていく。

海外フィールドワーク

修士論文の作成に必要な海外フィールドワークを実施する科目である。調査計画の策定から調査実施・成果報告まで履修学生の主体性、および海外現地の協力者、協力大学関係者、協力大学院生との間での双方向性が重視される。あわせて、フィールドワークは 1)海外学生との共同研究、2)海外学生との共同社会実践のいずれかの形式で実施される。

海外インターンシップ

グローバル・イシューを俯瞰的に捉え専門的に解決するための、ノウハウと体験値の修得を目的としている。そのため、大学院での専門的な学びや受講者自身の問題意識に基づき、多様な文化的他者と現実的な課題に取り組みます。その取り組みを通して、大学院での学びの社会的意義を理解するとともに、卒業後の生き方についても考えていく。

12 各種証明書の交付

- ① 成績証明書：自動発行機にて発行
厳封が必要な場合は、学務班へ証明書を持参し、申し出ること。
- ② 在学証明書、修了見込証明書（最終学年）、健康診断書及び学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）：自動発行機にて発行
- ③ 通学証明書：学務班窓口にて発行
通学にJR、路面電車、バス等を利用する場合は、定期券購入の際に通学証明書が必要となる。学務班事務室で「通学定期券購入申込書発行願」に必要事項を記入すること。

なお、通学定期等の利用区間は、自宅と大学のそれぞれ最寄りの駅・バス停・電停となる。

<自動発行機について>

() 内は、土曜日の利用時間。ただし、日曜・祝日及び休日は停止する。

文教キャンパス 工学・環境・水産学務班事務室内 8:45～17:30

学生会館 (1階) 8:45～19:00 (9:00～17:00)

※ 証明書の発行には学生証が必要となる。

※ 休学中の学生は「証明書自動発行機」の利用は出来ないので、学務班に申し出ること。

13 考査成績の発表及び成績評価に関する異議申し立て

考査成績は、学務情報システム (NU-Web システム) で確認できる。なお、不明な点がある場合は、ただちに学務班へ問い合わせること。

Semester毎に成績公開日を掲示板で通知するので、各自速やかに成績結果を確認すること。

成績結果に疑義がある場合は、 Semester毎に掲示板にて別途通知する期間内において、成績結果に対する異議申し立てを行うこと。

異議申し立てを行うときは「成績評価に関する異議申立書」を提出すること。

14 研究倫理

学生は、自らの研究活動において次に掲げる不正行為を為してはならない。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

学生が発表した研究成果の中に不正行為が確認された場合、処分等の措置がとられることがある。

II 規則集

Ⅱ-1 長崎大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
 - 第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の3）
 - 第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）
 - 第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等（第23条—第37条）
 - 第5章 除籍，表彰及び懲戒（第38条）
 - 第6章 検定料，入学料及び授業料（第39条—第41条）
 - 第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）
 - 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）
 - 第9章 国際連携専攻（第48条—第58条）
 - 第10章 雑則（第59条—第61条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。
- 2 本学大学院の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学に必要な事項については、この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

- 第1条の2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

（課程）

- 第2条 本学大学院の課程は、修士課程，博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。
- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（研究科，専攻，課程及び収容定員）

- 第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	修士課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	

工学研究科	総合工学専攻	前期2年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年の課程	
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻, 環境科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期3年の課程	
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	
	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻, 新興感染症病態制御学系専攻, 放射線医療科学専攻, 先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
後期3年の課程			
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期3年の課程	

- 2 経済学研究科, 工学研究科(グリーンシステム創成科学専攻を除く。), 水産・環境科学総合研究科(海洋フィールド生命科学専攻を除く。), 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は, 前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し, 博士前期課程は, 修士課程として取り扱うものとする。
- 3 教育学研究科教職実践専攻は, 専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条に規定する教職大学院の課程とする。
- 4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程とし, 医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。
- 5 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は, ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。
- 6 研究科の収容定員は, 別表第1のとおりとする。

(講座)

第4条 前条第1項に掲げる研究科に, 講座等を置くことができる。

- 2 前項の講座等は, 別に定める。

(標準修業年限)

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は, 2年とする。ただし, 教育上の必要があると認められる場合は, 学生の履修上の区分に応じ, その標準修業年限は, 1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

- 2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。
- 3 多文化社会学研究科多文化社会学専攻、医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程の標準修業年限は5年（同研究科グローバルヘルス専攻の博士前期課程に置く熱帯医学コースを修了し、博士後期課程に進学した者にあつては4年）とし、博士前期課程の熱帯医学コースの標準修業年限は1年、熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 5 経済学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

（在学期間）

第6条 本学大学院における在学期間は、前条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

（学年、学期及び休業日）

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。）第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

（教育課程の編成方針）

- 第7条の2 各研究科（教育学研究科を除く。）は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
 - 3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（博士課程教育リーディングプログラム）

- 第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。
- 2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

- 3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

（卓越大学院プログラム）

- 第7条の4 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成する教育を行う博士課程の卓越大学院プログラムを開設する。
- 2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(共同教育課程の編成)

第7条の5 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する研究科及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(教育方法)

第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

(単位の計算方法)

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

(履修方法等)

第10条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科において定めるものとする。

(履修科目の選定)

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

(考査及び単位の授与)

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科等における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位(教育学研究科にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院の授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあっては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(留学及び長期にわたる教育課程の履修)

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学長は、所属研究科の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

5 共同教育課程である修士課程の修了要件は、第2項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

第18条の2 前条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

- 第19条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあつては15単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（第18条第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
- 3 次の各号の一に該当する者については、第1項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
- (1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。）を修了した者
- (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程（第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。）を修了した者

(博士課程の修了要件)

- 第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は、前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

- 第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課すことができる。
- 2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第20条の3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長(医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長)が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程、博士前期課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。)及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限り)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限り)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であつて、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース

及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（博士課程の入学資格）

第26条 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（医学，歯学，修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
 - (2) 外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が5年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
 - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって，研究科において，本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (8) 研究科において，個別の入学資格審査により，第1号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの
- 3 前2項の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって，各研究科において，当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第27条 入学志願者は，所定の手続により願出なければならない。

（選抜試験）

第28条 入学志願者に対しては，長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより，選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第29条 前条の選抜による合格者の決定は，各研究科教授会の議を経て，学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき，合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については，本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

（転入学等）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が，転入学又は転科を願出たときは，学期の始めに限り，選考の上，許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者又は修了し，若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- (2) 他の研究科に在学する者又は修了し，若しくは退学した者で転科を志望するもの
- (3) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し，若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの
- (4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し，若しくは退学した者で転入学を志望するもの

- 2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長又は研究科長の紹介状を添えて、志願する研究科長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長に転学願を提出するものとする。

- 2 学長は、所属研究科の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可することができる。
- 3 前2項の規定は、他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

(休学)

第34条 休学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

- 2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあっては2年以内に、博士後期課程にあっては3年以内に、工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程にあっては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程にあっては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（経済学研究科経営意思決定専攻、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあっては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第38条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第28条、第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額（第2号の場合にあっては後期分の授業料相当額を、第3号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額を、第4号の場合にあっては免除された学期分の授業料相当額をいう。）を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。
- (3) 授業料を納入した研究生が、在学期間の中で退学し、授業料の返還を申し出たとき。
- (4) 前期分又は後期分の授業料を納入した者が、長崎大学卓越した学生に対する授業料免除に関する規程（平成30年規程第1号）により当該期分の授業料免除を許可されたとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予、授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学、退学、転学等に係る授業料については、本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別の課程及び外国人留学生

（科目等履修生）

第42条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

（研究生）

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

（特別聴講学生）

第44条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

（特別研究学生）

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。

（特別の課程）

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 国際連携専攻

(国際連携専攻の設置)

第48条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を置くことができる。

(教育課程の編成)

第49条 国際連携専攻を置く研究科は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程を編成することができる。

- 2 国際連携専攻は、前項に規定する教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。
- 3 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。
- 4 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条から第11条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(課程の修了要件)

第50条 国際連携専攻である博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第51条 学位の授与については、この学則及び学位規則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(入学、進学等)

第52条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第53条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第54条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可については、第27条から第30条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第55条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻（熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

（除籍、表彰及び懲戒）

第56条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

（検定料、入学科及び授業料）

第57条 国際連携の検定料、入学科及び授業料については、第39条から第41条までに定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

（協議等）

第58条 国際連携専攻に係る次に掲げる事項については、この学則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

- (1) 教育組織の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (3) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (4) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (5) その他国際連携専攻に関する事項

第10章 雑則

（補則）

第59条 この学則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が学長の承認を得て、定めることができる。

第60条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第61条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 多文化社会学研究科、教育学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は、改正後の別表第1の多文化社会学研究科、教育学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度については、次のとおりとする。

(1) 平成30年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	10				
	小計	10	10				
教育学研究科	教職実践専攻					28	66
	小計					28	66

熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	5	5		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	5		
	小計	37	62	10	10		
合計		408	794	155	555	28	66

(2) 平成31年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20				
	小計	10	20				
教育学研究科	教職実践専攻					28	56
	小計					28	56
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	5	10		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	10		
	小計	37	62	10	20		
合計		408	794	155	570	28	56

附 則

- この学則は、平成31年2月22日から施行し、改正後の第3条、第7条の4及び第7条の5の規定は平成30年11月1日から適用する。
- 平成31年3月31日現在経済学研究科博士後期課程に在学している者については、改正後の第19条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20				
	小計	10	20				
教育学研究科	教職実践専攻					28	56
	小計					28	56
経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
工学研究科	総合工学専攻	220	440				
	生産システム工学専攻			15	45		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	440	20	70		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	50				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	25		
	小計	60	120	17	61		
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	20	40				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	20				
	医療科学専攻			60	240		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		

	放射線医療科学専攻			5	20		
	先進予防医学共同専攻			10	40		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	66	132	105	410		
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	5	15		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	15		
	小計	37	62	10	30		
合計		408	804	155	580	28	56

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	高等学校教諭専修免許状	（英語）
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
		高等学校教諭専修免許状	（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，情報，工業，英語）
		特別支援学校教諭専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	（商業）
工学研究科	総合工学専攻	高等学校教諭専修免許状	（工業）
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	高等学校教諭専修免許状	（水産）

Ⅱ-2 長崎大学学位規則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条第1項の規定に基づき、長崎大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。
2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。)第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修了要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。
2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文(以下「論文」という。)を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文(研究科の教授会(以下「研究科教授会」という。)が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。)、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は、論文審査願に論文、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定により、修士の学位を申請しようとする者は、論文審査願に論文(研究科教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。)、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

4 第5条第2項の規定により、論文を提出して学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

5 前項の論文には、参考として他の論文を添付することができる。

6 学長は、審査のため必要があるときは、論文(大学院修士課程又は博士前期課程にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

7 受理した論文は、返還しない。

8 第4項に規定する学位申請に当たっては、審査手数料5万7千円を納付しなければならない

らない。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に論文を提出した場合には、審査手数料を免除する。

9 既納の審査手数料は、返還しない。

10 第1項から第4項の論文等の提出時期は、各研究科において定めるものとする。

(論文審査並びに最終試験又は試験及び試問)

第7条 学長は、論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第8条 研究科教授会は、構成員のうちから論文の審査委員(以下「審査委員」という。)を選出して、論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を、第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。

2 審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。ただし、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻においては、大学院学則第7条の5第2項に規定する構成大学院(以下「構成大学院」という。)のうち、他の大学院から研究指導教員の資格を有する者各1人を副査として審査委員に加えなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者(研究指導担当適格者に限る。)を前項の審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等(研究指導担当適格者に限る。)を第2項の審査委員の副査とすることができる。

5 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

6 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻においては、本学及び大学院学則第49条第1項に規定する連携外国大学院(以下「連携外国大学院」という。)に所属する当該専攻の研究指導教員の資格を有する者から各1人以上を前条第2項の審査委員とする。

2 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者(研究指導担当適格者に限る。)を前条第2項の審査委員とすることができる。

(1) 他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等

(2) 連携外国大学院以外の外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

3 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者の協力を得ることができる。

(1) 当該研究科の教授会構成員以外の教員

(2) 他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等

(3) 外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

第9条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により、行うものとする。

2 第5条第2項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試問は、口頭又は筆答により、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科教授会の定めるところによる。

4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第7条の5第2項に規定する協議の場（以下「構成大学院間の協議の場」という。）における審議を経なければならない。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第49条第2項に規定する協議の場（以下「連携外国大学院との協議の場」という。）における審議を経なければならない。

（審査結果の報告）

第13条 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

（博士論文研究基礎力審査）

第13条の2 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、大学院学則第18条の2の規定により同条各号に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）を行うこととする本学大学院の学生は、在学中に、研究科長を経て、学長に博士論文研究基礎力審査を願い出なければならない。

2 学長は、前項の規定による願い出があったときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第13条の3 研究科教授会は、構成員のうちから博士論文研究基礎力審査を行う審査委員（以下「研究基礎力審査委員」という。）を選出して、博士論文研究基礎力審査を行う。

2 研究基礎力審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者を前項の研究基礎力審査委員とすることができる。

4 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、第2項の研究基礎力審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

5 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

6 本学大学院の学生の博士論文研究基礎力審査は、在学期間中にこれを終了するものとする。

7 研究基礎力審査委員は、博士論文研究基礎力審査を終了したときは、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第13条の4 研究科教授会は、前条第7項の報告に基づき、課程修了の可否又は第4条第2項に規定する学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

（博士論文研究基礎力審査結果の報告）

第13条の5 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、博士

論文研究基礎力審査の成績及び要旨並びに議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(課程修了の可否及び論文審査の可否)

第14条 学長は、第13条及び前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の可否を決定するものとする。

(学士の学位の授与)

第15条 学長は、長崎大学学則（平成16年学則第1号）第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。

(修士又は博士の学位の授与)

第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 前項の場合において、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては、大学院学則第7条の5第2項に規定する共同教育課程を編成するすべての大学名（以下「構成大学名」という。）を付記した学位を授与するものとする。

3 第1項の場合において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、大学院学則第48条第1項に規定する国際連携専攻を構成するすべて大学名（以下「国際連携専攻構成大学名」という。）の大学名を付記した学位を授与するものとする。

4 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

(専門職学位の授与)

第15条の3 学長は、大学院学則第21条及び第22条の規定により専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。

(専攻分野の名称)

第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表)

第17条 学長は、第15条の2第1項から第3項までの規定により博士の学位を授与したときは、研究科教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。ただし、医歯薬学総合研究科の先進予防医学共同専攻における論文にあつては構成大学院において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の

長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻における論文にあっては同研究科及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位の名称を使用する場合の条件)

第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された構成大学名を付記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された国際連携専攻構成大学名を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の榮譽を汚辱する行為があったとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位については関係の研究科教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経ていなければならない。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経ていなければならない。

(諸様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則 (省略)

別表

学位及び専攻分野の名称

2 研究科

研究科	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	修士課程	修士 (学術)
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士 (専門職)
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士 (経済学), 修士 (経営学)
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士 (経営学)
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	修士 (工学)
	生産システム工学専攻	博士後期課程	博士 (工学)

	グリーンシステム創成 科学専攻	博士課程	博士（工学）
水産・環境科学 総合研究科	水産学専攻	博士前期課程	修士（学術），修士（水産学）
	環境科学専攻		修士（学術），修士（環境科学）
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	博士（学術），博士（水産学）， 博士（環境科学）
	海洋フィールド生命科 学専攻	博士課程	博士（水産学），博士（環境科学）， 博士（海洋科学）
医歯薬学総合研 究科	保健学専攻	修士課程	修士（看護学），修士（理学療法 学），修士（作業療法学）
	災害・被ばく医療科学 共同専攻		修士（医科学），修士（看護学）
	医療科学専攻	博士課程	博士（学術），博士（医学），博 士（歯学），博士（薬学）
	新興感染症病態制御学 系専攻		博士（学術），博士（医学），博 士（歯学），博士（薬学）
	放射線医療科学専攻		博士（学術），博士（医学），博 士（歯学），博士（薬学）
	先進予防医学共同専攻		博士（医学）
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士（薬科学）
博士後期課程		博士（学術），博士（薬科学）	
熱帯医学・グロ ーバルヘルス 研究科	グローバルヘルス専攻	博士前期課程	修士（熱帯医学），修士（公衆衛 生学），修士（医科学）
	グローバルヘルス専攻	博士後期課程	博士（グローバルヘルス）
	長崎大学ーロンドン大 学衛生・熱帯医学大学 院		

別記様式（省略）

Ⅱ-3 長崎大学大学院多文化社会学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院多文化社会学研究科（以下「研究科」という。）の教育方法、課程の修了要件等の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、精深な専門的知識及び技能を授けることにより、共時的かつ領域横断的に地球的規模で解決が必要な21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見、説明、予測及び解決に取り組むことのできる人材を育成することを目的とする。

(専攻及び課程)

第3条 研究科に置く専攻及び課程は、次のとおりとする。

専攻	課程
多文化社会学専攻	修士課程

(教育方法)

第4条 研究科の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 多文化社会学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに主任指導教員及び1人又は2人の副指導教員を定める。

(授業科目、単位数、標準履修年次等)

第5条 研究科における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教授会が必要と認めたときは、臨時に授業科目を開設することがある。

3 学生は、別表第2に定めるところにより、34単位以上を履修しなければならない。

4 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、指導教員の指導を受けなければならない。

5 学生は、修士論文の作成に当たっては、必要な研究指導を受けなければならない。

(履修科目の登録)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定の期日までに登録しなければならない。

(考査及び単位の授与)

第7条 授業科目を履修した学生に対しては、試験、研究報告等による考査を行う。

2 考査の成績は、AA(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)及びD(60点未満)の評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

3 考査に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(追試験及び再試験)

第8条 忌引、病気、交通機関の事故等やむを得ない理由のため、試験を受けることができなかった学生が証明書を添え追試験願を提出した場合は、追試験を実施することができる。

2 不合格となった授業科目については、再試験を実施することがある。

(外国人留学生の特別選抜試験)

第9条 外国人留学生として入学を志願する者がいるときは、学則第24条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学考査(以下「特別選抜」という。)を行い、選考することができる。

2 前項の特別選抜について必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第10条 教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(他の研究科及び大学院における履修等)

第11条 学則第15条及び第15条の2の規定により、学生が他の研究科及び大学院において履修した授業科目及び修得した単位は、10単位を限度として、本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 学則第15条の3の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、10単位を限度として、入学後に本研究科において履修した授業科目及び修

得した単位とみなすことができる。

(長期履修)

第13条 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合には、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第14条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（外国の大学院等を含む。）において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教員の免許状を取得しようとする学生の履修方法)

第15条 学則別表第2に規定する英語に係る教員の免許状を取得しようとする学生（言語多様性科目群を主選択した学生に限る。）は、修了に必要な単位のほか、次に掲げる単位を修得しなければならない。この場合において、第1号及び第2号に掲げる授業科目の単位については学問のプラクティス科目の最低修得単位数に含めることができる。

- (1) 別表第1に掲げるグローバル・スタディーズ科目群の授業科目のうちE a s t - W e s t S t u d i e s特講及びE a s t - W e s t S t u d i e s特定演習 3単位
- (2) 別表第1に掲げる言語多様性科目群の授業科目のうち、言語学基礎研究特講b及び日中対照言語学特定演習を除く科目 13単位
- (3) 別表第3に掲げる教育学研究科の開講科目 8単位

(修士論文の提出)

第16条 学生は、修士論文の審査を受けようとするときは、指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を、教授会が指定した期日までに研究科長へ提出しなければならない。

(最終試験)

第17条 最終試験は、第5条第3項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

(課程修了の要件)

第18条 課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第5条第3項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第19条 課程を修了した者には、学位規則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第20条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、他の大学院との協議によりこれと異なる時期に合意した場合は、この限りでない。

2 特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

授業科目，単位数及び標準履修年次

区分		授業科目	単位数		標準履修年次
			必修	選択	
学問のエレメント科目		学問のエレメントⅠ	2		1
		学問のエレメントⅡ	2		1
		学問のエレメントⅢ	2		1
		学問のエレメントⅣ	2		1
		学問のエレメントⅤ	2		1
		学問のエレメントⅥ	2		1
学問のプラクティス科目	グローバル・スタディーズ科目群	文化表象論特講		2	1
		文化表象論特定演習		1	1
		現代宗教論特講		2	1
		現代宗教論特定演習		1	1
		ヨーロッパ社会史特講		2	1
		ヨーロッパ社会史特定演習		1	1
		アフリカ社会論特講		2	1
		アフリカ社会論特定演習		1	1
		グローバル社会と脱オリエンタリズム特講		2	1
		グローバル社会と脱オリエンタリズム特定演習		1	2
		グローバル・ヒストリー特講		2	1
		グローバル・ヒストリー特定演習		1	2
		カルチュラルスタディーズ特講		2	2
		カルチュラルスタディーズ特定演習		1	2
		East-West Studies 特講		2	2
		East-West Studies 特定演習		1	2
	政策科学科目群	国際ジェンダー論特講		2	1

	国際ジェンダー論特定演習		1	1
	経済開発論特講		2	1
	経済開発論特定演習		1	1
	国際秩序論特講		2	1
	国際秩序論特定演習		1	1
	地域生態論特講		2	1
	地域生態論特定演習		1	1
	トランスナショナリティ論特講		2	1
	トランスナショナリティ論特定演習		1	2
	多文化家族研究特講		2	1
	多文化家族研究特定演習		1	2
	移民政策と家族・地域・教育特講		2	2
	移民政策と家族・地域・教育特定演習		1	2
環海日本長崎学・アジア研究科目群	日本近世史・日蘭交流史特講		2	1
	日本近世史・日蘭交流史特定演習		1	1
	日本儒学・中国学特講		2	1
	日本儒学・中国学特定演習		1	1
	文化遺産論特講		2	1
	文化遺産論特定演習		1	1
	海域交流史特講		2	1
	海域交流史特定演習		1	1
	華僑・華人研究特講		2	1
	華僑・華人研究特定演習		1	2
	現代日本政治外交論特講		2	1
	現代日本政治外交論特定演習		1	2
	現代アジア社会論特講		2	2
	現代アジア社会論特定演習		1	2
	言語多様性科目群	言語学基礎研究特講 a		2
言語学基礎研究特講 b			2	1
英語学特講			2	1

		異文化語用論特講		2	1	
		第二言語習得研究		2	1	
		談話分析特講		2	1	
		英語統語論特講		2	1	
		言語教育と第二言語習得特講		2	2	
		言語理論研究特講		2	2	
		言語学特定演習		1	1	
		応用言語学特定演習		1	1	
		日中対照言語学特定演習		1	2	
		日英対照言語学特定演習		1	2	
核軍縮・不拡散科目群		核軍縮と国際政治特講		2	1	
		核軍縮と国際政治特定演習		1	1	
		原子力平和利用と核不拡散特講		2	1	
		原子力平和利用と核不拡散特定演習		1	1	
		核軍縮交渉の法と政治特講		2	1	
		核軍縮交渉の法と政治特定演習		1	2	
		核物質管理と核セキュリティ特講		2	2	
		核物質管理と核セキュリティ特定演習		1	2	
選択科目	東洋文庫選択科目	オリエンタルスタディーズⅠ		2	1	
		オリエンタルスタディーズⅡ		2	1	
	歴史民俗博物館選択科目	総合資料学		2	1	
		海外経験選択科目	海外留学		2	2
			海外フィールドワーク		2	1
	海外インターンシップ			2	1	
必修科目	多文化社会学セミナー		2	2		
研究指導	研究指導		4	2		
計			18	112		

注 「研究指導」は主選択した各科目群において、4単位の必修とする。

別表第2（第5条関係）

学問のエレメンツ，学問のプラクティス及び研究指導の最低修得単位数

区分	最低修得単位数			備考
	必修	選択	計	
学問のエレメンツ科目	12		12	学問のプラクティス科目では，主選択した各科目群において，最低6科目9単位（特講3科目6単位及び特定演習3科目3単位）を修得しなければならない。第11条の規定により本研究科において修得した単位とみなす他の研究科及び大学院において修得した単位は，4単位を限度として，学問のプラクティス科目の選択科目の最低修得単位数に含めることができる。
学問のプラクティス科目	2	16	18	
研究指導	4		4	
計	18	16	34	

別表第3（第15条関係）

教員免許に係る科目（教育学研究科開講科目）

区分	授業科目名	単位数
大学が独自に設定する科目	教員の資質と職務	2
	カリキュラムの理論と実践（中等）	2
	英語科教育の実践と課題（中等）	2
	英語学力評価の理論と方法・技術	2

Ⅱ-4 長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）

第22条の規定に基づき、長崎大学大学院多文化社会学研究科（以下「研究科」という。）
における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(論文提出の資格)

第2条 規則第4条の規定により修士課程修了の認定のために修士論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「修了予定者」という。）は、修士課程に1年以上在学し、長崎大学大学院多文化社会学研究科規程（以下「規程」という。）第5条第3項に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出時期は、第2年次の2月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を超えて在学している者及び規程第18条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員（長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）第8条の2第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第1号） 2部
- (2) 論文 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文内容の要旨（2,000字以内） 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

2 前項第2号の論文は、原則として和文、英文又は中文によるものとし、修了予定者の単独著作とする。

(学位審査委員の選出)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の審査を付議するものとし、教授会は、構成員のうちから学位審査委員を選出する。

- 2 前項の学位審査委員は、主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の副査とすることができる。
- 4 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
- 5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（論文の審査及び最終試験）

第6条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文の審査結果の要旨及び最終試験の結果報告（別記様式第2号）により、教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭、筆答等により行うものとする。

（課程修了の可否）

第7条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否について審議し、学長に意見を述べるものとする。

（学位授与の期日）

第8条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

（補則）

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日入学
長崎大学大学院多文化社会学研究科
修士課程多文化社会学専攻
氏名 印

修士論文審査願

私こと、長崎大学大学院多文化社会学研究科修士課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、修士論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

修士論文	2部
論文内容の要旨	2部

Ⅱ-5 長崎大学大学院多文化社会学研究科修士課程学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領

この取扱要項は、長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、長崎大学大学院多文化社会学研究科における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位論文題目の届出）

第1条 修士課程修了の認定のために修士論文（以下「論文」という。）を提出しようとする者は、主任指導教員の承認を得て、学位論文題目届（別記様式第1号）を下記期日までに研究科長へ届け出なければならない。

3月修了予定者 2年次の9月末日

9月修了予定者 2年次の3月末日

（学位論文題目の変更届）

第2条 提出する論文の題目は、予め届け出た題目でなければならない。届け出た学位論文の題目を変更しようとする者は、主任指導教員の承認を得て、下記期日までに学位論文題目変更届（別記様式第2号）を研究科長へ届け出なければならない。

3月修了予定者 修了予定年度の2月1日（休業日の場合は、直後の最初の平日。）

9月修了予定者 修了予定年度の7月31日（休業日の場合は、直後の最初の平日。）

（修士論文中間構想発表会）

第3条 論文の審査を受けようとする者は、「多文化社会学セミナー」において少なくとも3回の修士論文中間構想発表会（以下「中間発表会」という。）に参加し発表を終えなければ、論文を提出することができないものとする。

2 中間発表会では、報告及び質疑応答を行う。

3 中間発表会は、次の各号に定める時期に開催する。

（1）2年次の5月中旬

（2）2年次の7月下旬

（3）2年次の11月上旬

4 次のいずれかの事由により中間発表会にて発表できない場合は、原則として中間発表会の7日後までに所定の様式（別記様式第3号）に証明書等を添付し、指導教員の承諾を得て、研究科長に臨時の中間発表会の開催を願い出ることができる。

（1）病気・負傷

（2）就職試験

（3）忌引

（4）交通機関のストライキ等

（5）不慮の災害

（6）現地調査等

（7）その他研究科教授会において止むを得ない事由と認められたもの。

(論文中間構想発表会の成績評価)

第4条 中間発表会の評価は主任指導教員が行い、「多文化社会学セミナー」の成績評価に含める。

2 中間発表会の評価は、「研究指導」の成績評価に含めない。「研究指導」の成績評価は、発表会及び論文に対する準備及び討論の内容等を主任指導教員が評価する。

(学位論文の提出時期)

第5条 論文を提出しようとする者は、必要書類を下記期日までに研究科長へ提出しなければならない。

3月修了予定者 修了予定年度の2月1日 18時
(休業日の場合は、直後の最初の平日。)

9月修了予定者 修了予定年度の7月31日 18時
(休業日の場合は、直後の最初の平日。)

(学位論文の提出手続)

第6条 論文を提出しようとする者は、規程第4条に掲げる書類の他、主任指導教員の承諾を得て、修士論文提出票(別記様式第4号)を第5条に定める期日までに研究科長へ提出しなければならない。

2 主任指導教員は、提出しようとする論文が論文審査及び最終試験を受ける水準に達していないと判断する場合は、修士論文提出票へ押印しない。ただし、主任指導教員が修士論文提出票に押印しても、論文審査及び最終試験の結果、修士課程修了が認められないことがある。

(学位審査委員の選出)

第7条 主任指導教員は、3回目の中間発表会の後、規程第5条に定める学位審査委員(学位審査委員候補者)を選出し、研究科長へ提出しなければならない。

2 学位審査委員の主査は、主任指導教員とする。

3 学位審査委員の副査のうち少なくとも1人は、副指導教員をもって充てることとする。

(論文審査及び最終試験)

第8条 論文審査及び最終試験は、論文審査出願者ごとに発表及び口頭試問を行う。

(学位授与に係る評価基準)

第9条 論文の審査において主査・副査のいずれもが修士に相当する内容と評価し、かつ最終試験について主査・副査いずれもが60点以上と評価したときに合格とする。

(論文審査及び最終試験の結果報告)

第10条 学位審査委員は、論文審査及び最終試験の結果を所定の様式により、次の期日までに研究科長へ報告しなければならない。

3月修了予定者 修了予定年度の2月末日

9月修了予定者 修了予定年度の8月末日

(成果発表会)

第11条 論文を提出した者は、成果発表会を行うものとする。

2 成果発表会の詳細は、別に定める。

(学位論文の保管)

第12条 学位論文は、学務班において保管し、必要に応じて一般に公開する。

(その他)

第13条 その他この要領によりがたい事項が生じたときは、その都度教授会が審議し決定する。

附 則

1 この要領は、平成30年12月20日から施行し、平成30年度入学者から適用する。

(別記様式第1号)

学位論文題目届

多文化社会学研究科長 殿

学位論文の題目を下記のとおり決定しましたので、届け出ます。

_____年 _____月 _____日

学位論文題目			
主任指導教員名	印		
入学年度	年度	学生番号	
氏名(漢字)	印		
氏名(ローマ字)ヘボン式			
生年月日(西暦)	西暦	年	月 日

注1：鉛筆での記入は不可とする。

注2：氏名(漢字・ローマ字)、生年月日は、修了証書(学位記)に使用するため正確に記入すること。なお、氏名(漢字)は戸籍どおりとし、氏名(ローマ字)はヘボン式(パスポート記載のローマ字)で記載すること。

注3：パスポートの写しをあわせて提出すること。

注4：提出期限： _____年 _____月 _____日() 18時

(別記様式第2号)

学位論文題目変更届

多文化社会学研究科長 殿

学位論文の題目を下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

_____年 _____月 _____日

変更前の学位論文の題目			
変更後の学位論文の題目			
主任指導教員名	印		
入 学 年 度	年 度	学 生 番 号	
氏 名 (漢 字)	印		
氏 名 (ローマ字)			
生年月日 (西暦)	西 暦	年	月 日

注1：鉛筆での記入は不可とする。

注2：氏名 (漢字・ローマ字)、生年月日は、修了証書 (学位記) に使用するため正確に記入すること。なお、氏名 (漢字) は戸籍どおりとし、氏名 (ローマ字) はへボン式 (パスポート記載のローマ字) で記載すること。

注3：提出期限： _____年 _____月 _____日 () 18時

(別記様式第4号)

修 士 論 文 提 出 票

年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

主任指導教員

印

下記の修士論文の提出を承認します。

記

学生番号：

氏 名：

論文題名：

Ⅱ-6 多文化社会学研究科における研究指導体制に関する申合せ

(趣旨)

第1条 長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号)第8条の2第2項及び長崎大学大学院多文化社会学研究科規程(平成30年多文化社会学研究科規程第1号)第4条第2項に規定する指導教員による研究指導体制に関する必要な事項は、この申合せの定めるところによるものとする。

(研究指導体制)

第2条 教授会は、学生ごとに主任指導教員及び1人又は2人の副指導教員を定める。

(主任指導教員)

第3条 主任指導教員は、学生が所属する専攻の研究指導を担当する教員(研究指導担当適格者)のうちから1人を定めるものとする。

(副指導教員)

第4条 副指導教員は、学生が所属する専攻の研究指導を担当する教員(研究指導担当適格者)のうちから1人又は2人を定めるものとする。ただし、教授会が認めるときは、研究指導担当適格者以外の教員(授業科目担当適格者)をもって充てることができる。

(主任指導教員又は副指導教員の変更)

第5条 学生は、特別な理由により、主任指導教員又は副指導教員の変更を希望する場合は、所定の様式により研究科長へ届け出なければならない。

2 研究科長は、前項の届け出があったときは、教授会の議に基づき主任指導教員又は副指導教員の変更を認めることができる。

附 則

この申合せは、平成30年7月19日から施行する。

指導教員承認願

平成 年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

修士課程 多文化社会学専攻

科目群

学生番号

氏 名 印

下記の指導教員の指導を受けたいので、承認くださるようお願いいたします。

記

主任指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
研 究 課 題	

指導教員変更承認願

平成 年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

修士課程 多文化社会学専攻

_____科目群

学生番号_____

氏 名_____印

下記のとおり変更したいので、承認くださるようお願いいたします。

記

(新)

主任指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
研 究 課 題	

(現)

主任指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
副指導教員氏名	印
研 究 課 題	

変 更 理 由	
---------	--

Ⅱ-7 長崎大学長期履修規程

平成18年9月22日

規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第39条及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第16条の規定に基づき、長崎大学における長期履修（学則第4条に規定する修業年限（以下「修業年限」という。）又は大学院学則第5条に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で修業年限又は標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が修業年限又は標準修業年限における最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、修業年限又は標準修業年限の2倍を超えない範囲内において、学期を単位として認める。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条又は大学院学則第6条の定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第22条又は大学院学則第34条の定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、各学部又は各研究科（以下「各学部等」という。）が定める期日ま

で、別紙申請書により各学部等の長に申し出るものとする。

2 各学部等の長は、前項の申出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(履修形態の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。）については、1度に限り申し出ることができる。

2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。

3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各学部等において定める。

附 則

この規程は、平成29年2月7日から施行する。

(別紙)

長期履修（長期履修期間短縮）申請書

平成 年 月 日

学 部 長
研 究 科 長 殿

_____ 学部・研究科

_____ 学科・専攻

学生番号（受験番号） _____

ふりがな
氏 名 _____ 印

下記のとおり，長期履修（長期履修期間の短縮）を希望するので申請します。

記

入学年月	卒業・修了希望年月	履修期間
平成 年 月	平成 年 月	年 月
在学中の勤務先名 (職 種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 _____ TEL ()	
申請理由		
履修計画		
指導教員等の意見		
指導教員等氏名 _____		

備考 長期履修期間の短縮を希望する場合は，当初の長期履修申請書の写しを添付すること。

II-8 長崎大学大学院多文化社会学研究科における長期履修の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学における長期履修の取扱いに関する規程（以下「長期履修規程」という。）及び長崎大学大学院多文化社会学研究科規程第11条の規定に基づき、長崎大学大学院多文化社会学研究科（以下「本研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が標準修業年限における最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者（原則として常勤雇用者に限る。）
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると研究科長が認めた者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、標準修業年限の2倍を超えない範囲において、学期を単位として認める。

(在学期間及び休学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間及び休学期間は、長期履修規程第4条及び第5条の定めるところによる。

(手続)

第5条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる期日までに、この内規に定める長期履修申請書（別紙1）により、研究科長に申し出るものとする。

- (1) 新たに入学する者で長期履修の適用を入学時から希望する者
本研究科が指定する日
- (2) 在学生で長期履修の適用を第1 Semesterから希望する者
当該 Semester の直前の2月末日（その日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日）
- (3) 在学生で長期履修の適用を第2 Semesterから希望する者
当該 Semester の直前の8月末日（その日が土曜日又は日曜日にあたるときには、直近の金曜日）

2 研究科長は、前項の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(履修形態の変更)

第6条 長期履修の期間の変更及び短縮（長期履修の取りやめを含む。以下同じ。）については、長期履修規程第7条の定めるところによる。

2 前項における期間の短縮を申し出る者は、次の各号に掲げる期日までにこの内規に定める長期履修期間短縮申請書（別紙2）により、研究科長に申し出るものとする。ただし、標準修業年限への短縮

(長期履修の取り止め) についての提出期限は、最終年次における本項第2号に掲げる期日とする。

(1) 短縮の適用を第1 Semesterから希望する者

当該 Semesterの直前の2月末(その日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日)

(2) 短縮の適用を第2 Semesterから希望する者

当該 Semesterの直前の8月末日(その日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日)

3 研究科長は、前項の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修の期間の短縮を認めるものとする。

(認定の通知)

第7条 第5条及び第6条による認定の可否は、本人あてに文書により速やかに通知するものとする。

(教育課程の編成及び履修指導)

第8条 長期履修を認められた者に係る教育課程の編成は、本研究科が定めた履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

2 長期履修を認定された者に対する履修指導は、指導教員が本人と相談のうえ行う。

(授業料)

第9条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長期履修規程第8条の定めるところによる。

附 則

1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

(別紙1)

長期履修申請書

平成 年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

多文化社会学研究科修士課程 年
多文化社会学専攻 (科目群)
学生番号(受験番号) _____
ふりがな
氏 名 _____ 印

下記のとおり、長期履修を希望するので申請します。

記

入学年月	修了希望年月	履修期間
平成 年 月	平成 年 月	年 月
在学中の勤務先名 (職 種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 - TEL ()	
申請理由		
履修計画		
指導教員等の意見		
指導教員(新入生は指導予定教員)氏名 _____		

備考 原則として、申請理由を確認できる書類を添付すること。

(別紙2)

長期履修期間短縮申請書

平成 年 月 日

多文化社会学研究科長 殿

多文化社会学研究科修士課程 年
多文化社会学専攻 (科目群)
学生番号 _____
ふりがな _____
氏 名 _____ 印 _____

下記のとおり、長期履修期間の短縮を希望するので申請します。

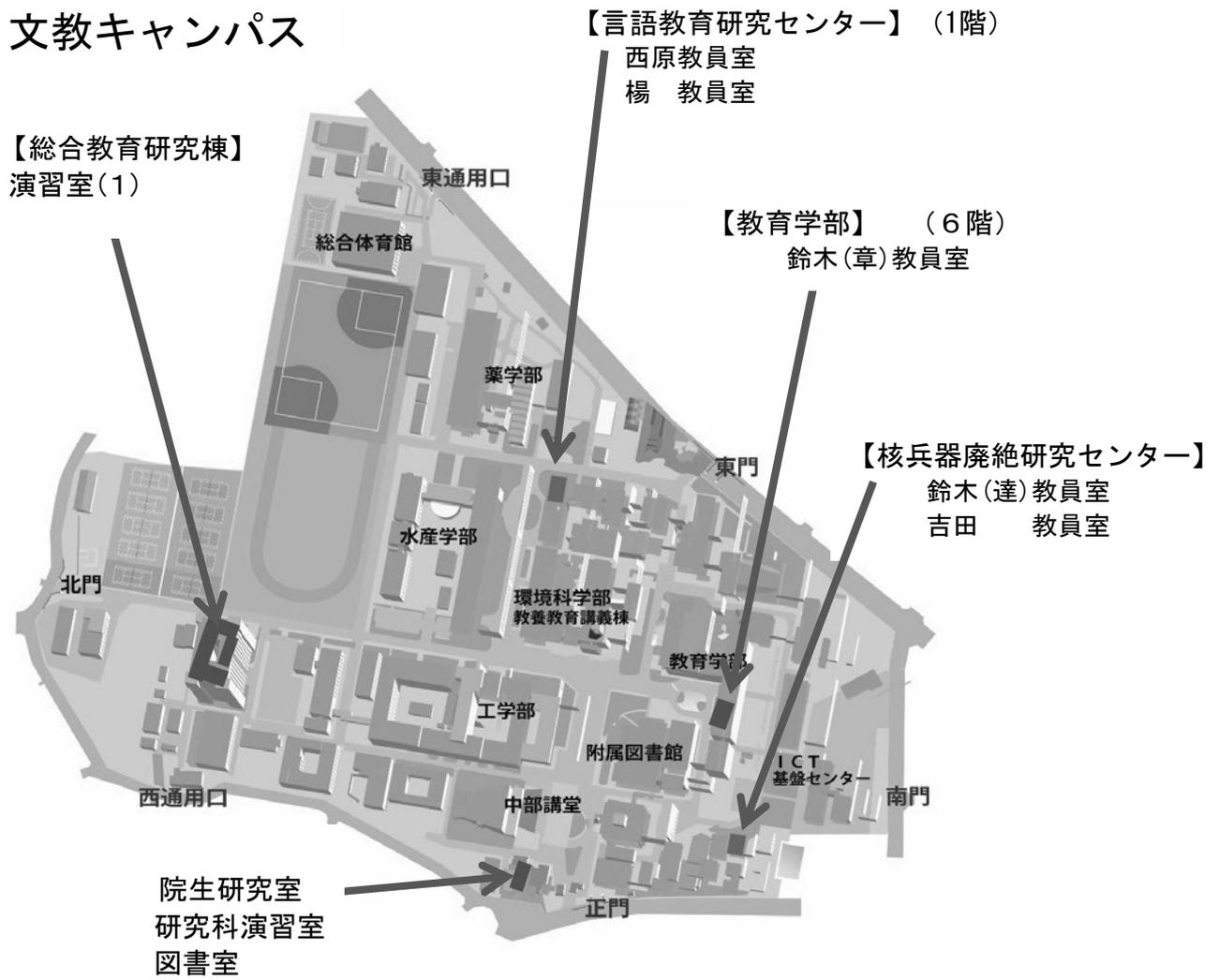
記

入学年月	修了希望年月	履修期間
平成 年 月	平成 年 月	年 月
在学中の勤務先名 (職 種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 - TEL ()	
申請理由		
履修計画		
指導教員の意見		
指導教員氏名 _____		

備考 当初の長期履修申請書の写しを添付すること。

Ⅲ 多文化社会学部配置図

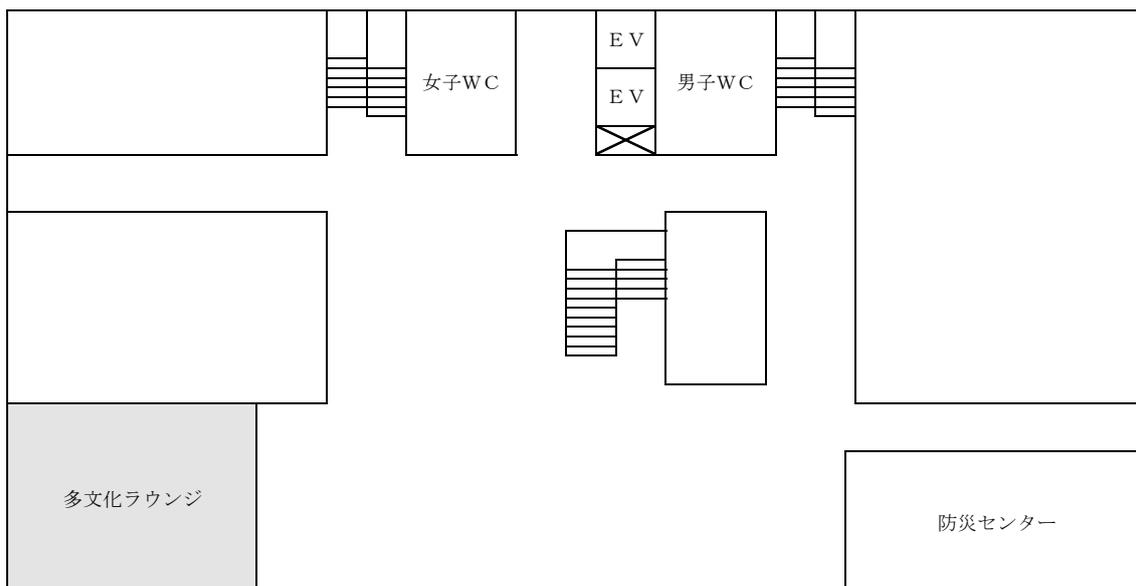
文教キャンパス



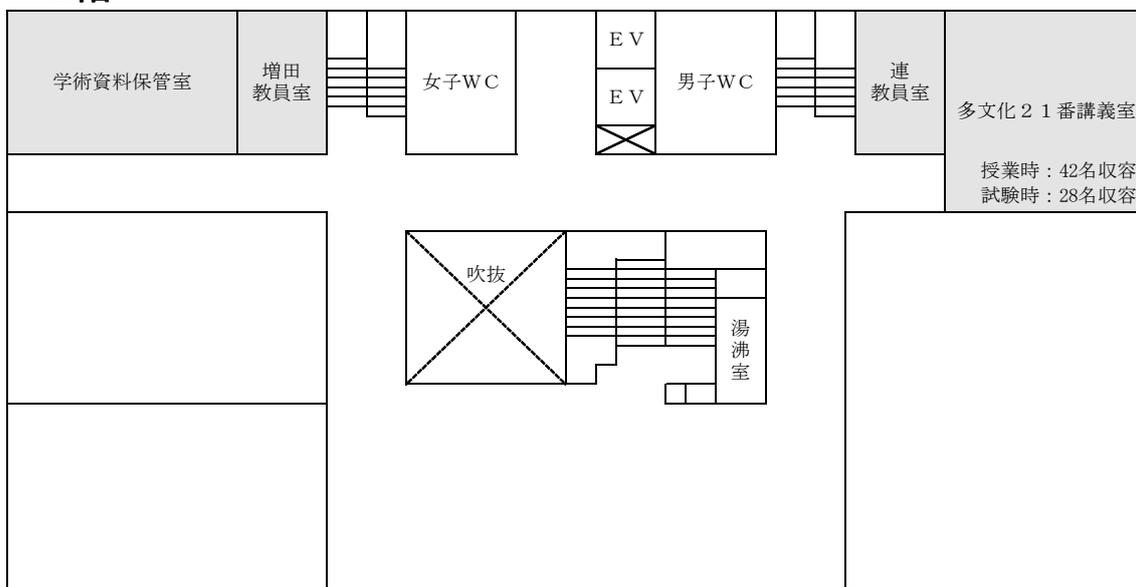
多文化社会学部・研究科（総合教育研究棟）

1階

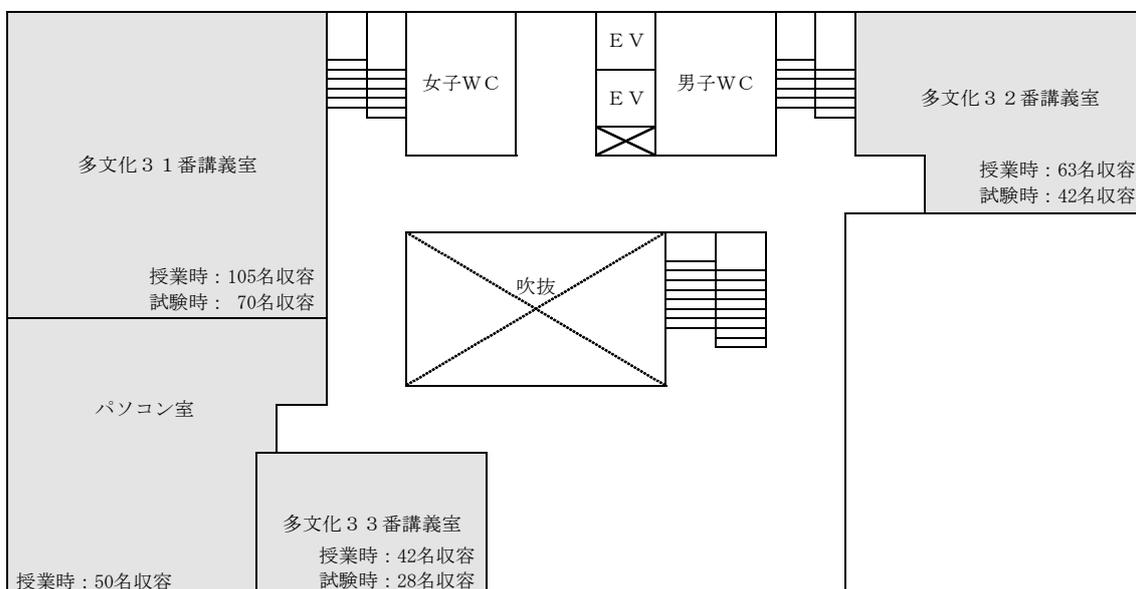
■ 多文化社会学研究科で使用する部屋



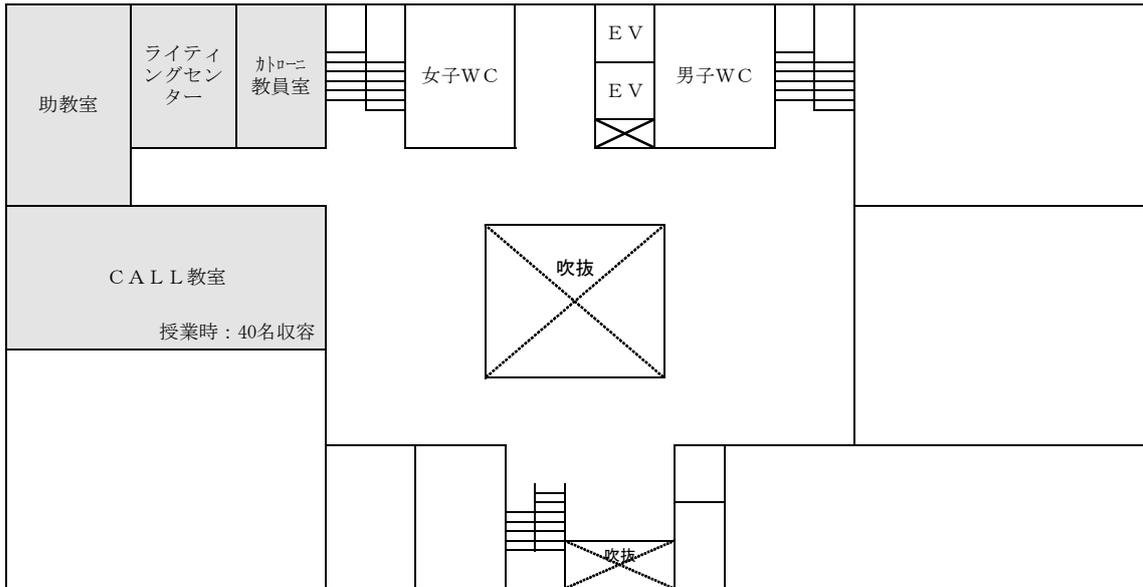
2階



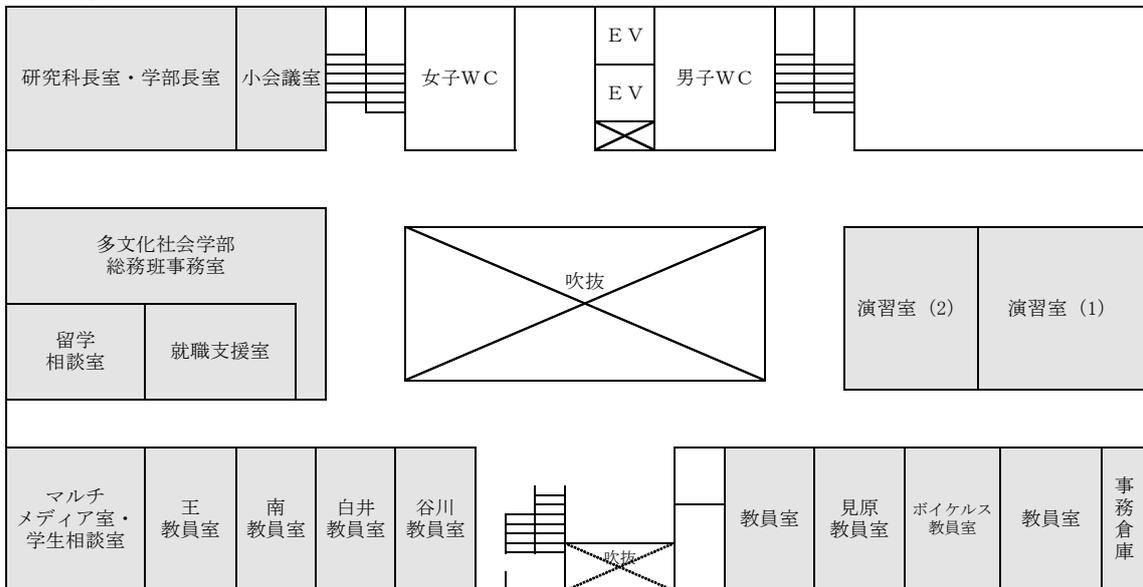
3階



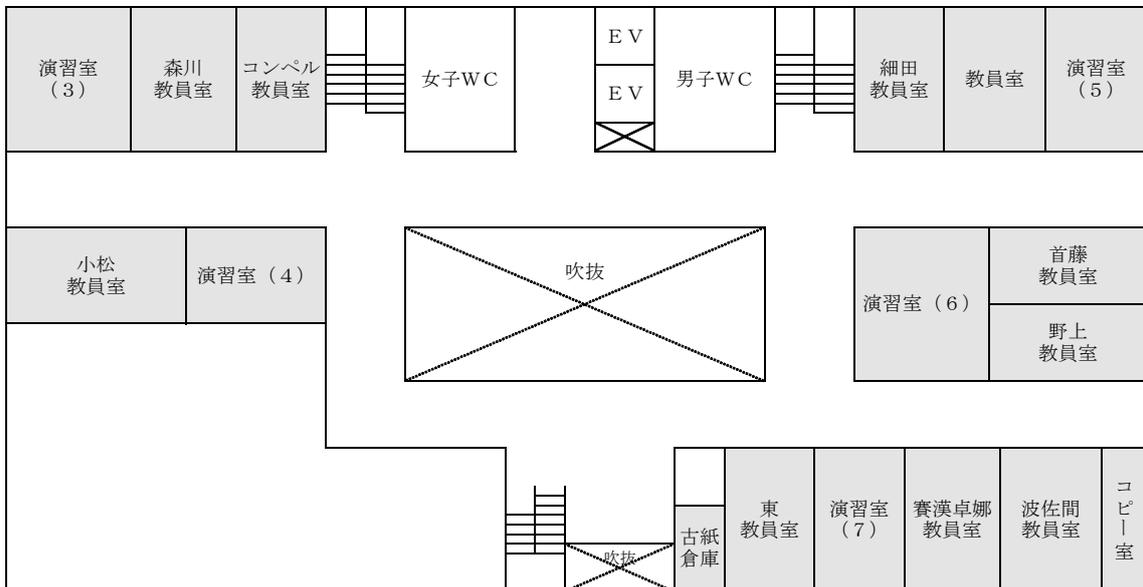
5階



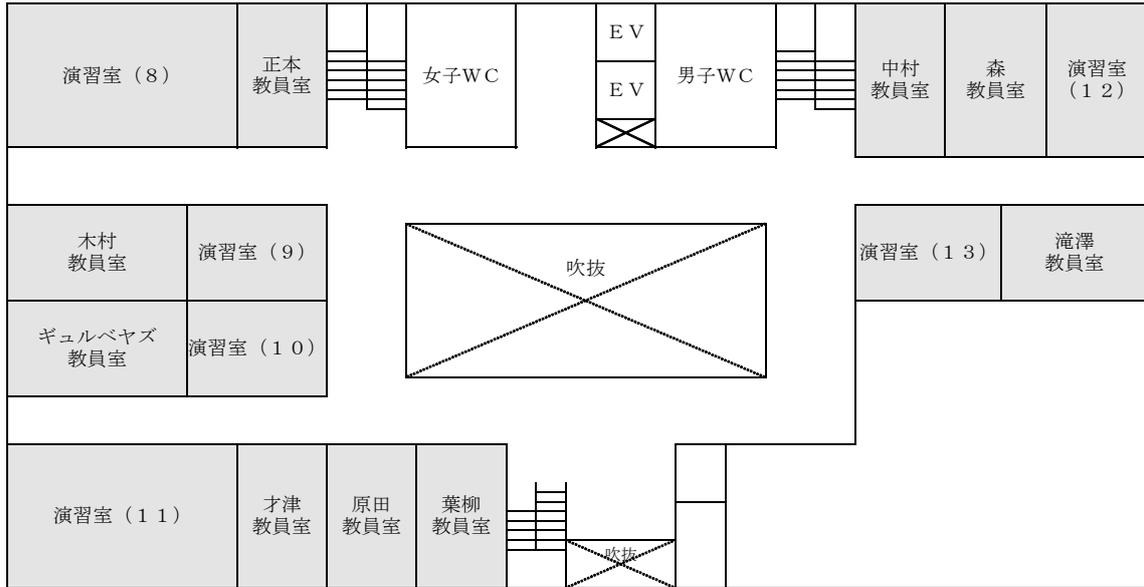
10階



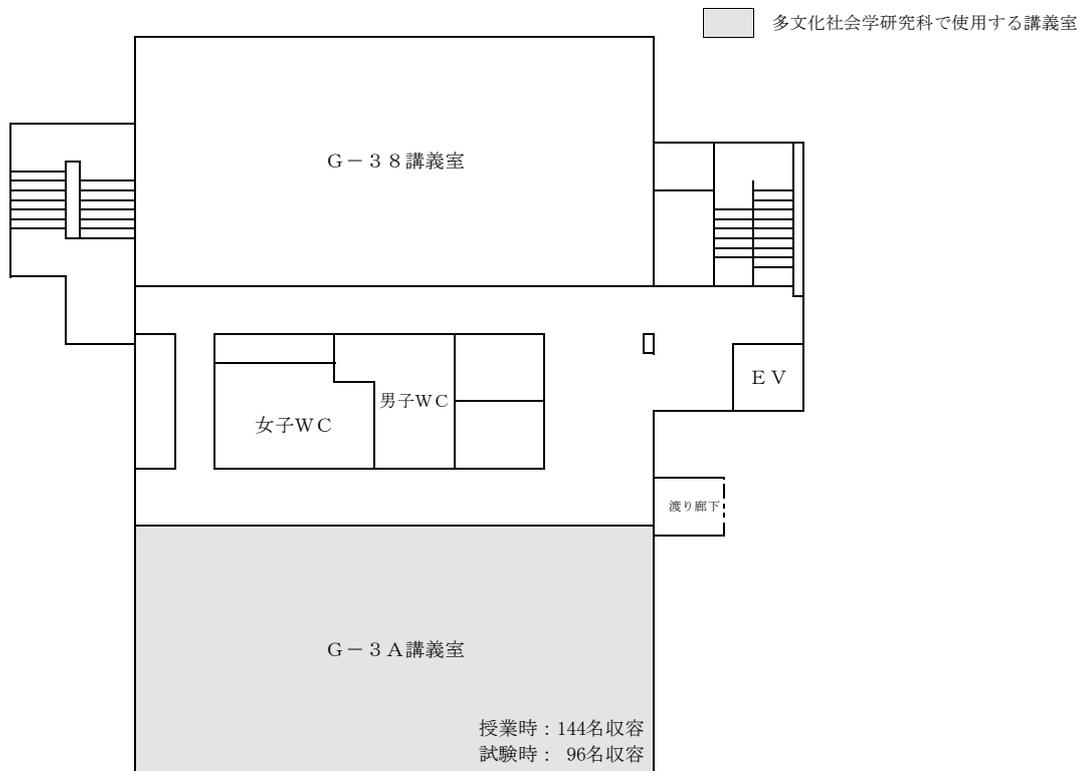
11階



12階



グローバル教育・学生支援棟 (3F)



多文化社会学部・研究科事務室（教育学部 1 階）

